

新旧対照表

【トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和2年6月26日財関第640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて</u></p> <p>標記のことについて、「<u>トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令</u>」（令和2年政令第208号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p>	<p><u>トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて</u></p> <p>標記のことについて、「<u>トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>」（令和2年政令第208号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p>
<p>記</p> <p>1 原産地を証明した書類等の取扱い</p> <p>令第1条第1項第1号に規定するトリス（クロロプロピル）ホスフェート（以下「トリス（クロロプロピル）ホスフェート」という。）の輸入申告等（関税法（昭和29年法律第61号）第67条に規定する輸入申告、同法第7条の2第2項に規定する特例申告並びに同法第43条の3第1項（同法第61条の4において準用する場合を含む。）及び第62条の10の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 令第3条第2項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2-7の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請</p>	<p>記</p> <p>1 原産地を証明した書類等の取扱い</p> <p>(同左)</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 令第3条第2項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2-7の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に係る原産地証明書提出</p>

新旧対照表

【トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和2年6月26日財関第640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書」（別紙様式1）2通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち1通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p>	<p>猶予申請書」（別紙様式）2通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち1通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>2 不当廉売関税が課されるトリス（クロロプロピル）ホスフェートの納税申告の方法</p>	<p>2 暫定不当廉売関税が課されるトリス（クロロプロピル）ホスフェートの納税申告の方法</p>
<p>特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、<u>当該</u>特定貨物については、関税法基本通達67-4-17に規定する取扱いによることはできないことに留意する。</p>	<p><u>令第1条第1項に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）が課される</u>特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達67-4-17に規定する取扱いによることはできないことに留意する。</p>
<p>(1) 一般税率（令第4条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、<u>不当廉売関税</u>に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。</p>	<p>(1) 一般税率（令第4条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、<u>暫定不当廉売関税</u>に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。</p>
<p>(2) 一般税率に関する「税率」欄には、<u>関税定率法</u>（明治43年法律第54号）の別表の税率（関税法第3条ただし書の規定により条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合は、当該特別の規定による税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。</p>	<p>(2) 一般税率に関する「税率」欄には、<u>関税定率法</u>の別表の税率（関税法第3条ただし書の規定により条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合は、当該特別の規定による税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。</p>
<p>(3) <u>不当廉売関税</u>に関する申告事項の記載要領については、次による。</p>	<p>(3) <u>暫定不当廉売関税</u>に関する申告事項の記載要領については、次による。</p>
<p>① 「酒 石 消 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>」の欄中</p>	<p>① 「酒 石 消 地 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>」の欄中</p>
<p>「地 <input type="checkbox"/>」の次に</p>	<p>「地 <input type="checkbox"/>」の次に</p>
<p>「AD <input type="checkbox"/>」と記載させる。</p>	<p>「暫AD <input type="checkbox"/>」と記載させる。</p>

新旧対照表

【トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和2年6月26日財関第640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、「<u>AD</u>」は、<u>不当廉売関税</u>を表すものとする。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する<u>不当廉売関税</u>の税率を記載する。</p>	<p>なお、「<u>暫AD</u>」は、<u>暫定不当廉売関税</u>を表すものとする。</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する<u>暫定不当廉売関税</u>の税率を記載する。</p>
<p>⑥ 「内国消費税等税額」欄には、<u>不当廉売関税</u>の額を邦価で円単位まで記載する。</p> <p>⑦ 「税額合計」欄には、「<u>関税</u>」欄中「<u>関税</u>」を「<u>一般関税</u>」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2欄目の右欄に「<u>AD税</u>」と記載し、左欄に<u>不当廉売関税</u>の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。</p>	<p>⑥ 「内国消費税等税額」欄には、<u>暫定不当廉売関税</u>の額を邦価で円単位まで記載する。</p> <p>⑦ 「税額合計」欄には、「<u>関税</u>」欄中「<u>関税</u>」を「<u>一般関税</u>」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2欄目の右欄に「<u>暫AD税</u>」と記載し、左欄に<u>暫定不当廉売関税</u>の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。</p>
<p>(4) 納付すべき一般関税及び<u>不当廉売関税</u>の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>① 「<u>納期限の延長に係る事項</u>」欄中「<u>関税</u>」欄を「<u>一般関税</u>」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「<u>税</u>」欄に「<u>AD税</u>」と記載し、<u>不当廉売関税</u>に係る延長する税額を記載する。</p>	<p>(4) 納付すべき一般関税及び<u>暫定不当廉売関税</u>の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>① 「<u>納期限の延長に係る事項</u>」欄中「<u>関税</u>」欄を「<u>一般関税</u>」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「<u>税</u>」欄に「<u>暫AD税</u>」と記載し、<u>暫定不当廉売関税</u>に係る延長する税額を記載する。</p>
<p>② 「<u>延長しない税額</u>」欄には、一般関税の額及び<u>不当廉売関税</u>の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p>	<p>② 「<u>延長しない税額</u>」欄には、一般関税の額及び<u>暫定不当廉売関税</u>の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(5) (同左)</p>
<p>3 免税等</p> <p>一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物（一般関税が無税とされている貨物については、当該貨物に一般関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）である場合においては、<u>不当廉売関税</u>についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。</p>	<p>3 免税等</p> <p>一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物（一般関税が無税とされている貨物については、当該貨物に一般関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）である場合においては、<u>暫定不当廉売関税</u>についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。</p>

新旧対照表

【トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和2年6月26日財関第640号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4 不当廉売関税が課される申告の端数計算 不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。</p> <p>（例）特定貨物の例</p> <p>① 一般関税 (CIF 價格) (税率 (協定税率)) 3,285,932円 3.9% ↓ ↓ $3,285,000 \times 0.039 = 128,115$円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 128,100円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>② 不当廉売関税 (CIF 價格) (税率) 3,285,932円 37.2% ↓ ↓ $3,285,000 \times 0.372 = 1,222,020$円 (端数処理前) ↓ 1,222,000円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $3,285,932 + 128,100 + 1,222,000 = 4,636,032$円 7.8% $4,636,000 \times 0.078 = 361,608$円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 361,600円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率) 361,600円 22/78 $361,600 \times 22 \div 78 = 101,989$円 (端数処理前) ↓ (円単位未満切り捨て)</p>	<p>4 暫定不当廉売関税が課される申告の端数計算 暫定不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。</p> <p>（例）特定貨物の例</p> <p>① 一般関税 (CIF 價格) (税率 (協定税率)) 3,285,932円 3.9% ↓ ↓ $3,285,000 \times 0.039 = 128,115$円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 128,100円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>② 暫定不当廉売関税 (CIF 價格) (税率) 3,285,932円 37.2% ↓ ↓ $3,285,000 \times 0.372 = 1,222,020$円 (端数処理前) ↓ 1,222,000円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $3,285,932 + 128,100 + 1,222,000 = 4,636,032$円 7.8% $4,636,000 \times 0.078 = 361,608$円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 361,600円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率) 361,600円 22/78 $361,600 \times 22 \div 78 = 101,989$円 (端数処理前) ↓ (円単位未満切り捨て)</p>

新旧対照表

【トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和2年6月26日財関第640号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
101,900円（端数処理後） (納付税額)	101,900円（端数処理後） (納付税額)
<p>5 納付手続等</p> <p>不当廉売関税の納付手続等については、次による。</p> <p>(1) 不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。</p> <p>なお、納付書の各片には、その余白部分に「<u>AD</u>」と朱書きし、<u>不当廉売関税</u>の納付であることを明確にする。</p> <p>(2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と<u>不当廉売関税</u>を別々に行うこととする。</p>	<p>5 納付手続等</p> <p>暫定不当廉売関税の納付手続等については、次による。</p> <p>(1) 暫定不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。</p> <p>なお、納付書の各片には、その余白部分に「<u>暫AD</u>」と朱書きし、<u>暫定不当廉売関税</u>の納付であることを明確にする。</p> <p>(2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と<u>暫定不当廉売関税</u>を別々に行うこととする。</p>
<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第5条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式2。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第17条第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》に規定する書類を送付する必要がある場合（同条第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2) 還付請求があった場合には、還付請求書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。</p> <p>イ 令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する国の需要者に販売したトリス（クロロプロピル）ホスフェートの販売価格に関する証拠</p>	<p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

【トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和2年6月26日財関第640号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 <u>令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する国から本邦に向けて輸出されたトリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠</u></p> <p>(3) <u>還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。</u></p> <p>イ <u>受理担当官は、当該請求書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。</u></p> <p>ロ <u>統括審査官は、受理した請求書を（支署、出張所にあっては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。</u></p> <p>ハ <u>本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該請求書及び上記(2)に規定する添付書類1通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。</u></p>	